

熊本県 熊本県有明海海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有共第1号	荒尾漁業協同組合	荒尾市地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱) 基点2 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界) ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2.272メートルのところ イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わる場所 ウ 基点1から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角(有明海佐賀福岡両県漁場境界標柱)と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治瀬の南東角(同漁場境界標柱)を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線の交わる場所 エ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治瀬の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線の交わる場所 オ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点1から4.050メートルのところ カ 基点2から真方位246度12分22.7秒・4.054.5メートルのところ	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) おごりの漁業 にし漁業 ばい漁業 あかがい漁業 うみたけ漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 かき漁業 あさり漁業 しおふき(ばがい)漁業 あげまき漁業 まてがいの漁業 うみたけ漁業 いそぎんちゃく漁業 たこ漁業 あなじゃこ(しゃく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 (第2種共同漁業) おみ張網漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで (第2種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満	(1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所のみだりに漁業を営んではならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有共第2号	熊本北部漁業協同組合	荒尾市牛水地先	次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界) 基点2 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町の海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標識) ア 基点1から真方位246度12分22.7秒・4.054.5メートルのところ イ 基点2と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・2.250メートルのところ	第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) おごりの漁業 にし漁業 ばい漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 しおふき(ばがい)漁業 いそぎんちゃく漁業 たこ漁業 あなじゃこ(しゃく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚ます網(つぼ網)漁業 あみ張網漁業 (第3種共同漁業) 雑魚地(き網)漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで (第2種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第3種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	荒尾市牛水	
有共第3号	熊本北部漁業協同組合	玉名郡長洲町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町の海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標識) 基点2 熊本県漁場基点有第4号(玉名郡長洲町大字長洲字下外浜と長洲町大字上沖洲との海岸線における境界) ア 基点1と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ73度30分・2.250メートルのところ イ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ75度6分・2.760メートルのところ ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ75度6分・1.895メートルのところ エ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ5度32分・2.836メートルのところ オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ23度48分・816メートルのところ カ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ23度48分の線が海岸線と交わる場所	第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) おごりの漁業 にし漁業 ばい漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 しおふき(ばがい)漁業 まてがいの漁業 うみたけ漁業 いそぎんちゃく漁業 たこ漁業 あなじゃこ(しゃく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚ます網(つぼ網)漁業 あみ張網漁業 (第3種共同漁業) 雑魚地(き網)漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで (第2種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第3種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜	(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所のみだりに漁業を営んではならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有共第4号	岱明漁業協同組合	玉名市岱明町鍋地先	次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第5号(玉名市新川漁港北側防波堤突端中央下部点から1.15メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界) ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2.470メートルのところ イ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・3.040メートルのところ	第1種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) わかめ漁業 おごりの漁業 つめたがいの漁業 にし漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 しおふき(ばがい)漁業 いそぎんちゃく漁業 たこ漁業 あなじゃこ(しゃく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 (第3種共同漁業) 雑魚地(き網)漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで (第3種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎	(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所のみだりに漁業を営んではならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有共第9号	河内漁業協同組合	熊本市西区河内町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点1 熊本県漁場基点第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに東北へ352メートルのところ(玉名市唐人川左岸堤防上)) 基点2 熊本県漁場基点第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業種における境界) ア 基点1から玉名市唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ イ アと力を結んだ線の中央点 ウ イから上天草市大矢野町潮島を見通した線上、イから5.400メートルのところ エ 基点2と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点2を基点として右へ76度3分・6.260メートルのところ オ 基点2と百貫港灯台を見通した線から基点2を基点として右へ64度3分・1.760メートルのところ カ 基点1と熊本市熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が唐人川右岸堤防と交わるところ	第1種共同漁業	(第1種共同漁業) おごのり漁業 つめたがい漁業 にし漁業 ばい漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 しおふき(ばがい)漁業 またがい漁業 いそぎんちゃく漁業 たこ漁業 あなじゃこ(しゃく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内	(1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所であつて漁業を営んでならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んでならない。 (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有共第10号	松尾漁業協同組合	熊本市西区松尾町近津及び西松尾町地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びクを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町近津の漁業種における境界) 基点2 熊本県漁場基点第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端) 基点3 熊本県漁場基点第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ) ア 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ64度3分・1.760メートルのところ イ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6.260メートルのところ ウ イからサを見通した線上、イから873メートルのところ エ オとシを結んだ線とクとウを結んだ線の交わるところ オ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2.065メートルのところ カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1.113メートルのところ キ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度45分・546メートルのところ ク ケとコを結んだ線の中央点 ケ コと百貫港灯台を見通した線からコを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川右岸堤防と交わるところ コ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸) サ スと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からスを基点として右へ248度47分20秒・4.972メートルのところ シ スと熊ノ岳山頂を見通した線からシを基点として右へ248度47分20秒・902メートルのところ セ セと基点3を見通した線からセを基点として右へ110度49分40秒・1.378.3メートルのところ ネ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) おごのり漁業 つめたがい漁業 にし漁業 ばい漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 しおふき(ばがい)漁業 あげまき漁業 またがい漁業 うみたけ漁業 たこ漁業 あなじゃこ(しゃく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 おおのり漁業 (第2種共同漁業) 鱈魚ます網(つぼ網)漁業 鱈魚建干網(江切網)漁業 あなじゃこ(しゃく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 (第2種共同漁業) 鱈魚ます網(つぼ網)漁業 鱈魚建干網(江切網)漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	熊本市西区松尾町近津及び西松尾町	(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所であつて漁業を営んでならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んでならない。 (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有共第11号	小島漁業協同組合	熊本市西区小島下町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びクを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業種における境界) 基点2 熊本県漁場基点第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端) 基点3 熊本県漁場基点第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ) 基点4 熊本県漁場基点第17号(熊本市西区沖新町新地旧海岸堤防北西端「白川口の左角」) ア 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸) イ アとシを結んだ線の中央点 ウ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度45分・546メートルのところ エ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1.113メートルのところ オ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2.065メートルのところ カ オとスを結んだ線とイとキを結んだ線の交わるところ キ ソからクを見通した線上、ソから873メートルのところ ク ケと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からケを基点として右へ248度47分20秒・4.972メートルのところ ケ セと基点3を見通した線からセを基点として右へ110度49分40秒・1.378.3メートルのところ コ 基点4から真方位62度15分・273メートルのところ サ 基点4から真方位62度15分の線が熊本市西区白川右岸堤防と交わるところ シ アと熊本市西区百貫港灯台を見通した線からアを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川右岸堤防と交わるところ セ ケと熊ノ岳山頂を見通した線からケを基点として右へ248度47分20秒・902メートルのところ ネ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) おごのり漁業 つめたがい漁業 にし漁業 ばい漁業 あかがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 しおふき(ばがい)漁業 またがい漁業 たこ漁業 あなじゃこ(しゃく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 (第2種共同漁業) 鱈魚ます網(つぼ網)漁業 鱈魚建干網(江切網)漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	熊本市西区小島下町及び小島1丁目から小島9丁目まで	(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所であつて漁業を営んでならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んでならない。 (3) 港湾管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有共第16	海路口漁業協同組合	熊本市南区海路口町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区皇口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町ニノ丸、ニノ丸新角) 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」) ア タと基点2を見通した線からタを基点として右へ253度18分・435メートルのところ イ テとタを見通した線からイを基点として右へ258度34分・240メートルのところ ウ ナとイを見通した線からウを基点として右へ258度34分・690メートルのところ エ ウとイを見通した線からエを基点として右へ90度・225メートルのところ オ エとウを見通した線からオを基点として右へ270度・230メートルのところ カ オとエを見通した線からカを基点として右へ93度33分・118メートルのところ キ カとオを見通した線からキを基点として右へ269度3分・118メートルのところ ク セからキを見通した線上、セから676メートルのところ ケ コからクを見通した線上、コから370メートルのところ コ セとクを見通した線からセを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ サ テとシを結んだ線とコとトを結んだ線の交わるところ シ テとセを見通した線からシを基点として右へ76度15分・515メートルのところ ス セとテを見通した線からセを基点として右へ252度30分・308メートルのところ セ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ ソ ソと基点2を見通した線からソを基点として右へ253度18分・740メートルのところ タ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ チ タと基点2を見通した線からチを基点として右へ161度42分・710メートルのところ ツ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ テ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・730メートルのところ ト セとクを見通した線からセを基点として右へ21度5分・370メートルのところ ナ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ	第1種共同漁業	(第1種共同漁業) おごりの漁業 つめたがい漁業 にし漁業 ばい漁業 うみにな漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あざり漁業 しおふき(ばがい)漁業 またがい漁業 いそぎんちやく漁業 たご漁業 あなじゃこ(しやく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 おおのがい漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	熊本市南区海路口町	入漁を拒んではならない。
			川口漁業協同組合	熊本市南区川口町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区皇口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町ニノ丸、ニノ丸新角) 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」) ア セとスを見通した線からセを基点として右へ258度34分・240メートルのところ イ セとスを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルのところ ウ イとアを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ エ ウとイを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ オ エとウを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ カ オとエを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ キ ソからキを見通した線上、ソから676メートルのところ ク タからキを見通した線上、タから350メートルのところ ケ テからコを見通した線上、テから350メートルのところ コ カからサを見通した線上、カから669メートルのところ サ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ シ アとトを結んだ線とサとナを結んだ線の交わるところ ス 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ セ スと基点2を見通した線からセを基点として右へ161度42分・710メートルのところ ソ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ タ チからソを見通した線上、チから370メートルのところ チ ソとキを見通した線からソを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ ツ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ テ チからソを見通した線上、チから1,009メートルのところ ト ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ132度56分・291メートルのところ ナ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ	第1種共同漁業	(第1種共同漁業) おごりの漁業 つめたがい漁業 にし漁業 ばい漁業 うみにな漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 かき漁業 しじみ漁業 はまぐり漁業 あざり漁業 しおふき(ばがい)漁業 またがい漁業 いそぎんちやく漁業 たご漁業 あなじゃこ(しやく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 おおのがい漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体
有共第17	川口漁業協同組合	熊本市南区川口町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区皇口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱)) 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町ニノ丸、ニノ丸新角) 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」) ア セとスを見通した線からセを基点として右へ258度34分・240メートルのところ イ セとスを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルのところ ウ イとアを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ エ ウとイを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ オ エとウを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ カ オとエを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ キ ソからキを見通した線上、ソから676メートルのところ ク タからキを見通した線上、タから350メートルのところ ケ テからコを見通した線上、テから350メートルのところ コ カからサを見通した線上、カから669メートルのところ サ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ シ アとトを結んだ線とサとナを結んだ線の交わるところ ス 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ セ スと基点2を見通した線からセを基点として右へ161度42分・710メートルのところ ソ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(ニノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ タ チからソを見通した線上、チから370メートルのところ チ ソとキを見通した線からソを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ ツ ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ テ チからソを見通した線上、チから1,009メートルのところ ト ナと基点3を見通した線からナを基点として右へ132度56分・291メートルのところ ナ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ	第1種共同漁業	(第1種共同漁業) おごりの漁業 つめたがい漁業 にし漁業 ばい漁業 うみにな漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 かき漁業 しじみ漁業 はまぐり漁業 あざり漁業 しおふき(ばがい)漁業 またがい漁業 いそぎんちやく漁業 たご漁業 あなじゃこ(しやく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 おおのがい漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	熊本市南区川口町	入漁を拒んではならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有共第18	住吉漁業協同組合	宇土市住吉町及び網津町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第20号(熊本南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角) 基点2 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」) 基点3 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界) ア コとサを結んだ線とイトシを結んだ線の交わるところ イ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ162度16分・1.680メートルのところ ウ イからカを見通した線上、イから380メートルのところ エ ウからタを見通した線上、ウから325メートルのところ オ カからサを見通した線上、カから325メートルのところ カ イからキを見通した線上、キから80メートルのところ キ ツから子を見通した線上、ツから2.150メートルのところ ク ケからニを見通した線とキからツを見通した線が交わるところ ケ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ138度10分・733メートルのところ コ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ132度56分・291メートルのところ サ スとセを見通した線からスとセを基点として右へ258度34分・240メートルのところ シ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ110度30分・1.927メートルのところ ス セと基点1を見通した線からセを基点として右へ161度42分・710メートルのところ セ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度42分・1.908メートルのところ ソ シと基点2を見通した線からソを基点として右へ304度30分・355メートルのところ タ トからチを見通した線上、トから520メートルのところ チ ソとシを見通した線からソを基点として右へ293度・330メートルのところ ツ ツと子を見通した線から子を見通した線から基点3を基点として右へ249度50分・623メートルのところ テ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ225度27分・6.550メートルのところ ト シと基点2を見通した線からシを基点として右へ162度16分・1.900メートルのところ ナ カとイを見通した線からカを基点として右へ248度15分・650メートルのところ ニ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ101度23分・960メートルのところ	第1種共同漁業	(第1種共同漁業) おごりの漁業 つめたいがいの漁業 にし漁業 ばい漁業 うみにな漁業 あかがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あざり漁業 しおふき(ばがい)漁業 まてがいの漁業 いそぎんちやく漁業 たご漁業 あなじやく(しやく)漁業 えむし漁業 たいらぎ漁業 おののこ漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宇土市住吉町及び網津町	入漁を拒んではならない。
有共第19	網田漁業協同組合	宇土市長浜町、戸口町、下網田町及び赤瀬町地先	次の基点1、ア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界) 基点2 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界) ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・2.292メートルのところ イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ225度27分・6.550メートルのところ ウ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ82度30分・2.000メートルのところ	第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) おごりの漁業 つめたいがいの漁業 にし漁業 ばい漁業 あかがい漁業 さるぼう(もがい)漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あざり漁業 しおふき(ばがい)漁業 まてがいの漁業 いそぎんちやく漁業 たご漁業 あなじやく(しやく)漁業 えむし漁業 ひじき漁業 たいらぎ漁業 なまこ漁業 (第2種共同漁業) 鯉魚ます網(つぼ網)漁業 あみ張網漁業 鯉魚羽瀬漁業 いかご漁業 (第3種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 ほんたわら漁業 つめたいがいの漁業 にし漁業 あかがい漁業 かき漁業 あざり漁業 まてがいの漁業 さざえ漁業 いそぎんちやく漁業 たご漁業 えむし漁業 かめのて漁業 あわび漁業 なまこ漁業 (第2種共同漁業) 鯉魚ます網(つぼ網)漁業 いかご漁業 (第3種共同漁業)	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月10日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年10月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宇土市長浜町、戸口町、下網田町及び赤瀬町	(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所をみだりに漁業を営んではならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
有共第20	三角町漁業協同組合	宇城市三角町地先	次の基点1、ア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点有第24号(宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界) 基点2 基点天第1号(上天草市大矢野町三角灯台) ア 基点1と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ82度30分・2.000メートルのところ イ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度10分・1.500メートルのところ ウ 基点2から三角岳山頂を見通した線上、基点2と大瀬戸の中央点 エ 基点2から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わるところ	第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 ほんたわら漁業 つめたいがいの漁業 にし漁業 あかがい漁業 かき漁業 あざり漁業 まてがいの漁業 さざえ漁業 いそぎんちやく漁業 たご漁業 えむし漁業 かめのて漁業 あわび漁業 なまこ漁業 (第2種共同漁業) 鯉魚ます網(つぼ網)漁業 いかご漁業 (第3種共同漁業)	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年10月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	宇城市三角町大田尾、三角浦、波多、前越、中村及び郡浦	(1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所をみだりに漁業を営んではならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
有共第2	川口漁業協同組合 外 15組合	荒尾市から玉名郡長洲町、玉名市、熊本市、宇土市を経て宇城市三角町に至る地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、有共第1号から有共第20号までの各漁場の区域及び有共第3号のカ、オ、エ、ウ、イ、有共第4号のア及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 熊本県漁場基点第1号(熊本県と福岡県との境界標柱) 基点2 熊本県漁場基点第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外線に沿って南西へ500メートルのところ) 基点3 熊本県漁場基点第20号(熊本市南区海路口町二ノ丸、二ノ丸新角) 基点4 熊本県漁場基点第1号(上天草市大矢野町三角灯台) ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2、272メートルのところ イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わる場所 ウ 基点1から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角(有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治瀬の南東角(同漁場境界標石柱)を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線とが交わる場所 エ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市七ツ家の南西角と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治瀬の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線とが交わる場所 オ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線、基点1から9、000メートルのところ カ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ55度47分・13、545メートルのところ キ 基点3と熊本県西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点3を基点として右へ255度・12、640メートルのところ ク ケとサを見通した線、ケから5、272メートルのところ ケ 基点4から三角岳山頂を見通した線、大瀬戸の中央点 コ 基点4から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わる場所 サ 基点4と三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ249度10分・1、500メートルのところ	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) つめたがい漁業 にし漁業 あかがい漁業 さるぼう(もかい)漁業 うみたけ漁業 たこ漁業 たいらぎ漁業 (第2種共同漁業) あんこう網漁業 雑魚かし網漁業 かにかし網漁業	(第1種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで (第2種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部、蔵満及び牛水、玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜、玉名市岱明町鶴、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道、玉名市滑石、小浜、大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖鳥帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地、玉名市横島町、熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内、松尾町近津及び西松尾町、小島下町及び小島1丁目から小島9丁目まで、沖新町、南区島口町、海路口町及び川口町、宇土市住吉町、網津町、長浜町、戸口町、下網田町及び赤瀬町並びに宇城市三角町大田原、三魚浦、波	(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所であらざる限り、漁業を営んではならない。 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁業を固定してする漁業を営んではならない。 (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。